

令和7年度3号認定月額利用者負担（ひとり親等以外の世帯）

階層区分			3号認定利用者負担（3歳未満）	
			保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き市町村民 税の額の区分が次の区 分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円
C1		均等割の額のみ	9,300円 （4,600）	9,100円 （4,500）
C2	A階層を除き市町村民 税の所得割額の区分が 次の区分に該当する世 帯	10,000円未満	11,400円 （5,700）	11,200円 （5,600）
C3		10,000円以上 48,600円未満	13,000円 （6,500）	12,800円 （6,400）
C4		48,600円以上 57,300円未満	16,000円 （8,000）	15,700円 （7,800）
C5		57,300円以上 67,500円未満	18,500円 （9,200）	18,200円 （9,100）
C6		67,500円以上 77,700円未満	21,500円 （10,700）	21,100円 （10,500）
C7		77,700円以上 87,900円未満	25,500円 （12,700）	25,100円 （12,500）
C8		87,900円以上 97,000円未満	29,500円 （14,700）	29,000円 （14,500）
C9		97,000円以上 123,300円未満	32,500円 （16,200）	31,900円 （15,900）
C10		123,300円以上 148,500円未満	36,000円 （18,000）	35,400円 （17,700）
C11		148,500円以上 169,000円未満	40,000円 （20,000）	39,300円 （19,600）
C12		169,000円以上 224,400円未満	44,000円 （22,000）	43,300円 （21,600）
C13		224,400円以上 266,200円未満	48,000円 （24,000）	47,200円 （23,600）
C14		266,200円以上 301,000円未満	52,000円 （26,000）	51,100円 （25,500）
C15		301,000円以上 349,000円未満	56,000円 （28,000）	55,000円 （27,500）
C16		349,000円以上 397,000円未満	60,000円 （30,000）	59,000円 （29,500）
C17		397,000円以上	64,000円 （32,000）	62,900円 （31,400）

【C1～C5階層
（所得割が57,700
円未満の世帯に限
る。）】
保護者と生計を一に
する子（年齢上限な
し）のうち、年齢の
高い児童から左の金
額、2人目は半額
（カッコ内の金額）、
3人目以降は0円

【C5～C17階層
（所得割が
57,700円以上の
世帯）】
同一世帯に、「対
象施設（※1）」に
入所または支援を
受けている就学前
児童がいる場合は、
その子のうち年齢
の高い児童から1
人目は左の金額、
2人目は半額
（カッコ内の金
額）、3人目以降
は0円

※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。

※ この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

※1【対象施設】

- ・認可保育所 ・幼稚園 ・認定こども園 ・地域型保育事業 ・特別支援学校幼稚部
- ・児童心理治療施設 ・児童発達支援センター ・企業主導型保育事業

令和7年度3号認定月額利用者負担（ひとり親等に該当する世帯）

階層区分			3号認定利用者負担（3歳未満）	
			保育標準時間 （11時間）	保育短時間 （8時間）
A	生活保護法による被保護世帯		0円	0円
B	A階層を除き市町村民 税の額の区分が次の区 分に該当する世帯	非課税世帯	0円	0円
C1		均等割の額のみ	4,600円	4,500円
C2		10,000円未満	5,700円	5,600円
C3		10,000円以上 48,600円未満	6,500円	6,400円
C4		48,600円以上 57,300円未満	8,000円	7,800円
C5		57,300円以上 67,500円未満	9,000円	9,000円
C6		67,500円以上 <u>77,101円未満</u> <u>まで</u>	9,000円	9,000円
C6～ C17			77,101円以上	ひとり親等以外の世帯の C6～C17階層と同様に算定

【C1～C6階層
（所得割が
77,101円未満の
世帯に限る。）】
保護者と生計を一
にする子（年齢上
限なし）のうち、
年齢の高い児童か
ら左の金額、2人
目以降は0円

- ※ 年齢は入所している年度の4月1日時点の年齢で決定します。年度の途中で年齢が変わって、3号認定から2号認定に切り替わっても、その年度内は3号認定の保育料のまま変わりません。
- ※ この表の市民税の額は、4月～8月分保育料については、世帯の前年度の市民税額の年額、9月～3月分保育料については、世帯の当年度市民税額の年額となります。（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄付金控除等の税額控除の適用はありません。）

<ひとり親等世帯とは次の世帯です。>

- ・ひとり親世帯
- ・次の在宅障がい者（児）のいる世帯（保育料の算定にあたり手帳等の写しの提出が必要となります。）
 - 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳の交付を受けた者
 - 特別児童扶養手当の支給対象児童
 - 国民年金の障害基礎年金等の受給者